

労使間トラブル防止のための

労務管理講習(上級)

～最近の法令制定・改正も解説～

本講習では、元労働基準監督官を講師として、労使間に発生しがちな深刻な各種労働トラブルの予防・対応策について、社会問題化した事案や法令改正事項等の最新情報も交え、事例によりポイントを押さえて解説します。



多様な働き方が浸透、管理が複雑化

働き方改革により正社員、有期雇用社員、パート、派遣社員、フリーランスなど、多様な労働形態の労働者等が社内で混在し、労務管理は複雑化しています。

そのような中で、令和6年4月からは雇入時の労働条件明示事項が追加される等の**労働基準関係法令改正**があり、さらに11月には**フリーランス保護法が施行**され、フリーランスと契約する企業に対し、労働契約に準じた様々な規制が適用されることになりました。

雇用・契約関係が多様化し複雑になれば、労働トラブルも発生しやすく、解決には多くの時間と労力を要します。

過重労働やハラスメント等の事案が社会問題化し、働く人の心身の健康確保や労働条件の整備・明確化が一層求められる法令の制定・改正がなされ、労務管理はさらに複雑化しています。

●申込要領

- 1 当会ホームページの「[インターネット予約](#)」から「入力フォーム」に必要事項を入力し、送信してください。
- 2 送信後14日以内に受講料金を銀行振込みにてお支払いください。入金が確認できましたら受講票・領収書をメール送信させていただきます。申込み手続き終了後は、受講料金は返金できません

日時 令和7年3月3日(月)
午後1時30分～4時30分
会場 エル・おおさか南館
当連合会常設会場

【受講料 (テキスト代を含む)】

会員: 7,000円 (受講料 6,364円+10%消費税636円)
一般: 8,000円 (受講料 7,273円+10%消費税727円)

(会員とは: 当連合会・支部、大阪府下の労働基準協会会員の方)
適格請求書発行事業者の登録番号: T7120005015256

【内容】

- ①採用、退職・解雇におけるトラブルと留意点
- ②労働条件明示の方法(労基則等改正)
- ③フリーランスとの契約での留意点
- ④過重労働防止等、適正な勤務管理
- ⑤残業代等 賃金の適正な支払い方
- ⑥ハラスメント等のトラブル防止と企業秩序の維持

※最後に、質疑応答時間を設けます。

【対象者】

企業経営者、労務・人事担当者 等

【講師】

元労働基準監督官、社会保険労務士

【公式】LINEはじめました!
友だちになって最新情報をGETしよう



はじめました

厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関<登録第1号>
公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4F
TEL:06-6942-7401 HP: <https://www.daikiren.or.jp>

